

平成29年度第2回東京都入札監視委員会

平成29年12月20日

東京都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6

【五十嵐部長】 それでは、委員の先生方、皆様お集まりいただいているようですので、これより平成29年度第2回東京都入札監視委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、経理部長の小室からご挨拶申し上げます。

【小室部長】 本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。財務局の経理部長をしております、小室と申します。本日はよろしく願いいたします。

今日の委員会でございますが、まず、11月22日に開催いたしました制度部会の審議結果についてご報告させていただきます。この制度部会におきましては、試行の検証の進め方、入札制度改革の試行の状況についてご審議をいただいております。

次に、10月27日に開催されました第2回第一監視部会の審議結果につきましてご報告させていただきます。こちらにおきましては、平成28年度上半期の定例審議案件、談合情報処理案件につきましてご審議をいただいたところでございます。

最後に、今後の日程についてということでご説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、入札契約制度改革の試行内容の検証、あるいは個々の契約案件のチェックにつきまして、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保につきまして、ぜひお力添えをいただけたらと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

【五十嵐部長】 本日、ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料1ページ目のおりでございます。

次に、定足数のご報告をいたします。

当入札監視委員会は、現在12名の委員によって構成されており、審議の議決は、東京都入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ

審議を開き議決できないこととなっております。

本日は、木下委員がまだお見えになっておりませんが、12名の委員のうち、現在10名の委員が出席されておりますので、委員会は有効に成立していることをご報告いたします。間もなく、木下委員、お越しになると思いますので、このまま進めさせていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、楠委員長にお願いしたいと存じますが、皆様はいかがでしょう。

(異議等なし)

【五十嵐部長】 では、楠委員長、よろしくお願いいたします。

【楠委員長】 それでは、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方、今日はお忙しい中、お集まりくださいまして、どうもありがとうございます。

皆様ご案内のように、最近、公共工事、あるいは公共性の高い工事での入札不正というケースが目立っております。国民の目、都民の目もますます厳しくなっております。公共契約がネガティブな印象で語られることにもなりかねません。

そのような中、中立公正の立場から入札契約制度改革を議論する私たちの役割は、ますます重要なものになっていると思います。私たちの委員会も、部会を含めれば、何回かの会合が開催され、データの特徴や、幾つかの改革の方向性も見えてきたのではないかと思います。皆様からは、忌憚のないご意見、活発な議論をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【五十嵐部長】 それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。本日は、11月に開催されました第1回制度部会及び10月に開催されました第2回第一監視部会の審議結果について報告を行い、各委員の先生方からご意見を頂戴したいと考えております。

引き続きまして、本日のお手元に配付いたしました資料について確認させていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料ですが、まず3点、紙の資料をご用意しています。1点目が、次第と書いてありますホチキスどめの縦の資料。もう1点目が、入札契約制度改革の試行状況（検証用データ）と書いてありますA4横のホチキスどめの資料。3点目が、その追加資料として、また別途ホチキスどめしてある資料。計3点をご用意しています。

このほかに、先生方の机上には、東京都契約関係規程集という白い分厚い冊子と、緑のファイルの中に、入札監視委員会の要綱・要領、また談合情報処理要綱の最新版を入れたものをご用意しておりますので、必要に応じ、ご参照いただければと考えております。

今申しあげました紙の資料3点と、白い冊子及び緑のファイルが本日ご用意した資料になりますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【五十嵐部長】 それでは、楠委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【楠委員長】 それでは、制度部会審議結果の報告について、部会長である私のほうから説明をさせていただきます。

第1回の制度部会ですけれども、開催日は11月22日、水曜日、審議議題は2つありました。議題1が入札契約制度改革の検証の進め方について、議題2が10月末までの入札契約制度改革の試行の状況についての2つの議題について審議を行いました。

当日の主な意見の概要ですが、まず議題1、検証の進め方について、スケジュールについて、まず了承がありました。スケジュールについては後ほど、事務局の方から再度説明をしていただきます。また、検証の方針として、データを単純に比較して、数字がひとり歩きすることがないようにということで、建設市場の変化や業種・規模別の状況などを踏まえた丁寧な分析が必要であること、また、税の有効活用という観点から定量的な分析が必要であるなどの意見があり、これらを踏まえた検証を行っていくことを確認しました。

議題2、入札契約制度改革の試行の状況につきましては、制度改革の4つの項目に分けて審議を行いました。

1番目ですけれども、予定価格の事後公表については、平均落札率について、案件ごとの単純平均ではなく、金額ベースの加重平均値も確認し、コスト面の比較を行う必要があること、予定価格の事後公表に伴う事業の遅れなど、時間的な要素も評価に加えるべきであることなどを確認しました。

2番目に、JV結成義務の撤廃については、入札参加者の増加などの効果が見られ、懸念されていた中小企業の受注機会も確保されているが、さらなる中小企業の参加条件の緩和についても検討する必要があること、また、落札率について、平均値には差はなかったが、分布に変化があるかを確認すべきであることなどを確認いたしました。

3番目、1者入札の中止について、再発注後の予定価格の変化にも着目する必要があること、1者入札、1者応募を避けるため、案件の業種や規模に応じて、最適な条件を考える必要があることなどを確認いたしました。

4番目、低入札価格調査制度の適用範囲拡大について、調査基準価格の探り行為等のおそれもあることから、情報漏えい対策を考える必要があること、また、応札がばらついていものについては、予定価格が適正だったのかについての検証も必要であることなどを確認いたしました。

その他、入札に参加しやすくするため、発注予定情報の早期公表や発注時期の平準化等にも取り組んでいかなければならないという意見も出ました。

以上が、第1回制度部会における審議の概要となります。

それでは引き続き、制度部会で報告した検証用データについて、直近の11月末に変更し、審議内容を踏まえた修正も行っているとのことですので、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

【吉川課長】 では、ご説明申し上げます。ホチキスどめしてある資料で、右肩に別紙1-3と書いてある資料のほうを使いまして、ご説明をさせていただきます。

こちらの資料は、10月末のデータについて、制度部会の11月の会議では報告させていただいたものを時点更新しまして、11月末のデータに改めましたものでございます。既に事前説明等で説明させていただいた部分等々もございますので、要点を絞ってご説明をさせていただければと考えております。

まず、楠先生のほうからお話がありましたスケジュールについてご説明したいと思います。こちらの資料の4ページをご覧くださいませでしょうか。資料のタイトルが、入札契約制度改革の試行検証スケジュール（案）と書いてあるものでございます。ここで申し上げたいポイントといたしましては、スケジュール表が書いてあるわけですが、一番上の部分で入札監視委員会とございますが、11月22日に制度部会で傾向分析中間報告とありまして、その隣に、本日ですね、12月20日、委員会、傾向分析中間報告とあります。この中間報告なのですが、東京都から入札監視委員会の制度部会及び委員会の先生方に試行の状況をデータとしてご報告するという位置づけで、中間報告という言葉を使わせていただきます。その後の検証作業なのですが、この後、制度部会のほうで進めていきまして、ゴールとしては、3月に制度部会のほうで検証結果の取りまとめを予定しておりまして、同じく3月中に、委員会に検証結果の取りまとめ報告を予定しております。その過程では、この資料中、上から下に飛んで恐縮なのですが、下のほうに業界団体ヒアリングとありますが、例年、入札監視委員会のほうで、主要な建設業団体と意見交換をさせていただいておりますけれども、本年度につきましては、1月の中旬から下旬

に業界団体からのヒアリングを予定しております。また、あわせて先生方からは、発注者サイドの実務に携わる職員からも意見を聞いてみたいというようなご意見もいただいておりますので、そちらのほうも今後準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

こちらのほうとあわせて、このページで申し上げたいのが、中段にあります都政改革本部の欄でございます。今回の入札契約制度改革の実施方針というのが、3月末の都政改革本部で発表されたわけなのですが、その発表された方針の中でも、半年程度経過後に都政改革本部に中間報告をするというのが、あらかじめ決められた予定としてございます。詳細な日程は今、本部の事務局と調整中でございますが、12月から1月の本部会議が開催される際に、中間報告のほうを、本日の資料のダイジェスト版みたいな形になるかと思うのですが、本日の資料をベースで報告を行いたいと考えております。

最後に、3月末に入札監視委員会としての検証結果を取りまとめた後の都の動きをご説明したいのですが、右側のほうになります。検証結果を取りまとめた後、東京都といたしまして、改めて業界団体のほうからのヒアリングを、検証結果を踏まえて行いたいと考えております。そういった手続を経た後に、必要に応じて、制度の見直しとかも場合によってはあるかと思いますが、今、試行という形で実施しているこの改革の取り組みを、本格実施するに当たってどのようにやっていくのかというのを、都政改革本部に改めて報告を行いまして、本格実施という流れで進めていく予定になっております。これが大まかなスケジュールということでございます。

よろしければ、11月末時点の試行の状況、主に数値を使いまして、特徴的な面を抽出してご説明したいと思います。

まず、よろしければ、資料飛んで恐縮ですが、7ページをご覧くださいと思います。ローマ数字の1で基本的な指標、3、業種別指標と書いてあるページでございますが、表の説明の前に、左下をご覧くださいと思います。試行の進捗状況の規模感について申し上げたいのですが、平成28年度財務局契約案件で、開札した案件は617件というのが左下に記載あるかと思いますが、現在、新制度適用対象で、財務局分で開札まで至っているのが199件ということでございます。617と比較したときに、大体3割強、32%ぐらいが今やっているということです。1年間の試行という形で行いますので、大体3割ぐらいにきている状況だというご理解でよろしいかと思います。

そういう状況の中で、主な指標でこういった数値が出ているかというのをこの7ページ

でご説明したいのですが、大きく4点です。左から、平均落札率につきましては、同じ財務局契約分ということで、28年度は2つの数字がありますが、右のほうと比較すると、昨年度は93.2%だったのが、今93.9%になっているということで、ほぼ横ばいから微増という傾向は10月末から基本的に変わっておりません。その他も10月末から基本的には変わっておりませんが、数字のほうを読み上げさせていただきますと、不調発生率については9.9から20.1と増えていると。平均希望者数については5.4から5.7ということで、ここも横ばい、やや微増かなと。さらに右に行きまして、平均応札者数については3.9から4.7と、ここも増えているということで、これは10月末と同じ傾向が出ているのかなと考えているところでございます。

よろしければ資料を先に進めさせていただきます、9ページをご覧くださいませでしょうか。9ページで出てくる部分でご説明したいのが、表の右側から2つ目の1者応札の割合という欄でございます。もともとこの改革の出発点として、1者入札で99%みたいな高落札率が多いというのが問題意識としてあった部分なのですが、1者応札の割合でいきますと、平成28年度は中段の表になりますけれども、合計で25.2%が1者応札だったということですが、制度改革後の対象案件の、この場合、落札まで至った案件の159件で見た場合に、1者応札の割合は12.6%ということで、かなり下がっているのも、効果は出ているのではないかなと考えている部分でございます。

あわせて、続いて1枚おめくりいただきまして、10ページをご覧くださいませと思うのですが、先ほど私は、1者入札で落札率99%と申し上げたのですが、落札率99%以上の件数の割合がどう変化したのかというのが次にご説明したい部分です。10ページの表の右側をご覧くださいませと思うのですが、28年度については、こちらは全局の契約が対象ですが、13.4%が落札率99%以上だったところ。29年度は、ここまでのところ8.8%ということで、こちらのほうは減っているということも言えるのではないかなと考えております。

今は落札率99%以上の数値的な割合を示したのですが、分布状況はどうだったのかというのを示したのが11ページでございます。こちらを見ていただくと、28年度、網掛けではなくて実線で書いてあるほうは、90%前後と99とか100%前後に大きく角みたいにとがっている部分があるかと思うのですけれども、99以上の割合、具体的な数字でいきますと、28年度は556件中108件が99%以上ということで、19.4%という高い割合だったのですが、こちらが8.8%まで下がってきているということで、99%

以上の割合は下がっているというのは、この分布図でも言えるのかなと考えております。

よろしければ先に進めまして、16ページをご覧ください。こちらは不調の発生状況でございます。先ほど、不調発生率のご説明を7ページでした際にも、不調発生率が9.9から20.1に増えているというご説明をしたところでございますが、その業種別の内訳などを示したのが、こちらの表になっています。199件中40件不調が発生していて、不調発生率20.1%ということなのですが、この中には、新聞報道等でもいろいろと取り上げられております豊洲の追加対策工事の不調案件とかが40件中7件含まれておりますので、そこが押し上げる要因にはなっているのかなと考えております。というのが、ご説明したいことの1点と、特に制度部会の中でも先生方からご意見いただいたのですが、設備の業種が不調の数が多いのかなと。中身を見てみると、予定価格以上の札が集中しているのですとか、予定価格より下に集中しているとか、一律そうということではなくて、28件のうち、予定価格超過に集まったのが10件、下のほうに集まったのが9件、両方に、二股に分かれたのが7件ということで、大分ばらつきが出ているというのが設備については見て取れるのかなと考えております。

時間も限られておりますので、先に進めさせていただきまして、続いて19ページまで飛んでいただいてよろしいでしょうか。JV結成義務の撤廃にかかる特徴的な点についてのご説明でございます。まず、19ページで申し上げたいのが、JV結成義務の撤廃を発表したときに、結構皆様から反響があったのが、今後はなかなか大手企業がJVを組もうというインセンティブは働かずに、単体で申し込むのが増えるのではないかなというようなお話が多く寄せられたのですが、これまでのところを見ると、契約の案件ベースで恐縮なのですけれども、105件ほど希望を締め切っているわけなのですが、JVが希望者の中にいたという割合が、希望者がJVのみだった5件と、希望者がJVと単体で両方入っていた39件、合わせると44件ありますので、JVが手を挙げている案件も、それなりの数がまだあるというのが申し上げたいことの1点です。

1枚おめくりいただきまして、20ページをご覧ください。JV結成義務の撤廃については、都がJV結成義務を課していることが、希望の手が挙がることについての制約になっているのではないかなというのが問題意識としてあったわけなのですけれども、では、希望者数は撤廃して増えたのか減ったのかというのが次に申し上げたい点なんです。28年度はJV結成義務を課していた際の平均の希望者数が、合計の部分の数字、2.5というのが記載あるかと思いますが、これが新制度に変わって、4.9ということで、ここは

かなり増えているという点が見て取れるのかなと考えています。その内訳を見ると、JVが手を挙げているのか、単体企業が手を挙げているのかというのが、その隣ですけれども、単体が4.2ということで、かなり増えていますねというのがこちらでも言えるのかなと考えています。

先に進みまして、24ページ、25ページをお願いしたいと思います。今は希望の状況についてのご説明だったのですが、では、受注、契約まで至った案件については、中小企業への影響はどうかというのを記したのがこちらのページでございます。24ページが受注に参加している延べの参加件数で、25ページが受注金額、大企業と中小企業のシェアをあらわしたものでございますが、件数のほうは、中小企業の占める割合が65.3から59.6と、ちょっと減っているというのを見て取れますが、受注金額のほうで見ますと、34.1が37.4というふうに増えている部分もございます。こちらは、中小企業が単体で入札に手を挙げて、しかも落札しているということで、今までは、JVという形で参加していると、第1順位ではなくて第2順位で参加していると、出資割合が3割とか4割分しか取れていないのですけれども、単体で取れると10割全部取れているような事例が発生していることもありまして、中小企業の受注金額が増えているという傾向がちょっと見て取れるのかなと考えています。

よろしければ先に進めさせていただきまして、26ページをご覧くださいと思います。1者入札の中止でございます。まず申し上げたいのが、どれぐらい発生しているのか、中止になっているのかということなのですが、希望申請時に、希望者が1者以下、1者かゼロ者だった場合、中止という取り組みをやっているのですが、対象249件中、合計で46件が希望者1者以下という形で手続がストップしています。発生割合が18.5%ということが11月末時点での傾向です。この数字もあまり10月末から変わっていないということでございます。

それによる影響なのですけれども、28ページをご覧くださいと思います。1者で中止をして、もちろん、それで作業終わりということではなくて、参加の条件等を可能な限り、見直せるものは見直せるかどうか検討した上で再発注をしているのですが、28ページの表の一番上の欄、再発注回における希望状況をご覧くださいと思いますのですが、初回ゼロ者だったのは、全業種合計で7件ありました。再発注したことによって、最初ゼロだったのが1以上手が挙げたのが、2者以上が3件と1者が2件というのがありますので、計5件。最初ゼロだったのだけれども、2回目は5件ぐらいは手が挙がるようにな



っている。あるいは、初回1者だったのが20件あるのですけれども、再発注した際には1者よりも増えて、2者以上になっているのが11件あります。一方で、こちらは参加者が、やり直したことによって増えている部分もあるねというのは言えるのですが、しかしながら、手続面で中止してやり直すということになりますので、開札日のずれという欄ですけれども、当初の発注に比べて、開札日が40日程度遅れるですとか、工事の終了日が17.4日遅れるというような影響も出ているということで、そこが制度部会するときにもいろいろご意見いただいたところではございます。

続いて、33ページをご覧くださいと思います。低入札価格調査制度の拡大と書いてある資料でございますが、こちらのほう、低入札価格調査制度の適用範囲、適用される価格帯が今までは24.7億円以上だった部分を、範囲を広げたということになりましたので、この33ページの表を見ていただくと、1年間で調査の対象となった案件は51件というのが28年度の実績としてあるのですけれども、29年度は11月までの状況で84件ということで、対象範囲を広げましたので、当然ながら調査の対象が大幅に増えるという結果になっております。ここでのポイントとしては、昨年度は51件対象で、調査を実施したのは8件、失格まで行っているのは2件で、失格発生率25%だったのが、29年度については84件対象で、24件調査を実施していますと。失格発生は24件ということですので、100%失格という状況なのですが、調査のほう、業界団体からも、低入札調査の幅を広げるのであれば、調査をしっかり厳格にやってほしいというようなご意見もいただきながら、この制度改革がスタートしている部分もありますので、厳格化した結果、これまでのところ全てが失格になっているというのが特徴的な事項としてあるのかなと考えております。

大変駆け足で恐縮ですが、以上がこの資料のポイントの部分でございます。

あと、本日、追加資料としてご用意している別とじの資料のほうのご説明だけ、ちょっと追加させていただきます。こちらの資料ですが、制度部会を11月に開催させていただいた際に、制度部会の先生方からアドバイスをいただきまして、追加した資料ということでございます。

まず、1ページでございますが、予定価格の事後公表に関連して先生からご意見いただいたのが、価格帯別の平均落札率ですとか、案件ごとの平均の落札率、単純平均の落札率ではなくて、金額も加味した加重平均の落札率はどのように変化しているのかというような資料の要望をいただきまして、ご用意したのがこちらの資料になります。価格帯別につ

いては、案件数がまだ少ない価格帯もありますので、これで年度の終了時も同じような数値が出るかどうかは何とも言えないところですが、特に価格帯の大きい工事、24.7億円以上については落札率が増えているというのが、この資料上見て取れるのかなと考えております。ただ、案件が5件の平均でもありますので、今後また、数字は注視していきたいと考えております。加重平均の落札率については、金額帯が高い工事で落札率が増えている部分もありますので、加重平均の落札率は単純平均のものよりも、より差が開いているのかなと考えているところでございます。

続いて1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。JV結成義務の撤廃に関しまして、混合入札、JVでも単体でも入れるような形に制度を見直した結果、平均の落札率はわかったのだけれども、分布がどのような分布になっているのか示してほしいというようなご要望をいただきまして、示したのがこちらの分布の資料になります。特徴的に言えるのは、右側のほう、実線で書いてある28年度の線は、落札率100%のところはかなりとがった形で伸びている。網掛けがかかっているほうは、かなり下のほうに下がっておりますので、100%近くの落札というのが、JV案件についても大きく減っているというのが見て取れるのかなと考えております。

駆け足で恐縮ですが、続いて3ページでございます。1者入札の中止に関連して、1回だめだった際に、2回目の発注に当たって、発注の要件等を見直して発注しますというようなご説明を申し上げたところ、どのような見直しをしているのか、ちょっと資料として示してほしいというご要望をいただいて出したのがこちらの資料でございます。中止をした後に再発注をかけているのが、11月末時点で合計27件ほどございますが、要因別にまとめたのがこちらの資料です。件数として多いのは、工期ですとか、指名・受注による要件ですね。下のほうに米印がありますけれども、落札直後の者ですとか、同一週にほかの案件に申し込んでいる方などについて、参加を認めないとするような要件を課していたのを外すですとか、そういった見直しをしている件数が多くなっているというのが見て取れるかと思えます。

おめくりいただいて、4ページ、5ページは、今申し上げました27件の内訳の資料です。こちらのご説明は割愛させていただきまして、さらに先の6ページをご覧ください。こちらは、1者で中止した後の、開札まで行って落札した案件の落札率がどう変化したのかということでございます。合計10件ほどございますが、例えば希望者数を見てみると、もともと希望者が1者か、もしくはゼロ者だったのでストップした

案件なのですが、2回目に発注したときに、例えば上から2つ目の消防庁の案件ですと、2回目のときは6者ぐらいに増えていますとか、一番下のものは12者ぐらいということで、かなり増えている事案もあれば、希望者数がやっぱり1で変わらないですよというのが多く見受けられたりですとか、あと、初回発注時の予定価格が書いてありますけれども、それと実際に2回目やって落ちたときの契約金額を比較すると、もともとの初回発注の予定価格にはまっているものもあれば、予定価格を大きく引き上げたことに伴いまして、超えてしまっているものもあつたりもしますが、これを見て統一的に傾向とかは、まだ数も少ないので、見て取れる部分はなかなかないわけでございますけれども、引き続き、いただいたアドバイスに基づいて、こういった点もまた、件数を積み重ねる中で見ていきたいと考えております。

続いて、7ページでございます。委員のほうから、工事発注時期の平準化というのも重要な観点ではないかというようなご意見をいただきまして、現在、都で実施している取り組みについてご案内したのがこちらのペーパーでございます。資料のタイトルに、28年3月25日発表とございますので、27年度末からやっている取り組みでございますけれども、1枚おめくりいただいて、8ページをご覧くださいと、問題意識としては、グラフの上に集中期と端境期という記載があると思うのですが、1年間を通して見た場合に、10月、11月、12月は発注がかなり集中する時期があると。一方で、3月、4月、5月は、東京都の予算、ほかの自治体さんもそうだと思いますけれども、どうしても予算を議決していただいてから、予算が確定してから動き出すという部分もありますので、4月、5月直後にすぐ発注というのはなかなかできない部分があるのですが、業界団体の側からすると、4月、5月というのは比較的仕事がなくて、手があいていたりもする時期ですので、そういう部分に発注が増えていくと、不調が減らせるですとか、そういった部分もあるかと思えます。この取り組みを実施した当時は、集中期と端境期で2.9倍ぐらい差があつたんですね。そこの部分を減らすべく、28年度が1年間を通しての実績ということで直近の数値になりますが、2.3倍まで今落ちてきている状況ですが、一応、目標としては1.5倍程度に落としていけないかということで、今現在進行中の取り組みではありますが、やっているところでございますというご案内でございます。

最後に、この資料の最後の12ページでございますが、入札契約制度改革による東京都側への事務負担というのも増えているのではないかというようなご意見もいただきまして、この後、先ほど今後のスケジュールの中でも、発注者側へのヒアリングみたいなものも、

委員からのご意見をいただいてやりたいと考えていると申し上げたのですが、事務局のほうで、それぞれの取り組みごとに考えられる負担増みたいな要素を記載したのがこちらの12ページということになります。また、ヒアリング等もやりますので、その中でまたご説明したいと思いますので、本日は資料のご紹介ということにとどめたいと思います。

長くなりまして恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。

**【楠委員長】** どうもありがとうございました。

それでは、第1回制度部会の報告及び追加資料の説明をさせていただきましたが、何かご意見はございますでしょうか。

**【有川委員】** よろしいでしょうか。

**【楠委員長】** はい。じゃあ、有川委員、お願いします。

**【有川委員】** ちょっと確認したいところもありまして、意見になるかどうかわからないですけども、別紙1-3のほうでお伺いしますが、32ページの低入の関係なのですが、低入で、29年度で新たに調査を実施した24件全てについて失格になったという、業者側からの要望も踏まえて、低入の制度の対象にするほうを広げるのであれば、その調査を厳しくという要望にも応えたということなのですが、どういったところを従来より厳しくしてチェックをするようになったのかということと、その結果、どの辺が失格の理由になったのか。なぜ聞くかということ、この低入の運用次第では、最低制限価格と全く変わらないことになってしまうので、その辺の違いを、ちゃんと守られているかどうかを確認したいというところでありまして。

**【猪又課長】** 私のほうから話させていただきますと、低入札調査につきましては、資料で言いますと、38ページのところに概要を、この前も話させていただいたのですが、まず、厳しくしたところの1つ、38ページの右側のほうで関連事項と書いてあるところなのですが、工事成績判断基準の導入ということで、過去3年の工事成績実績65点未満をとったものがある方につきましては失格というところを入れさせていただいております。それから、昔、特別重点調査と呼んでいた部分につきましては、数値的失格基準ということで、そこにつきましても、特別重点調査をしないで、その数値に引っかかったものについては失格とするようなことをしております。それから、履行状況調査と書いてあるのですが、一次下請さんとか、かつ、ほかの一次以下のところにつきまして、過去に社会保険の未加入等が見受けられたものにつきましては失格とするというような調査をしております。そういったところを厳格化してやっております、もう一つ、

有川先生がおっしゃった理由というところで、34ページに戻っていただきますと、(2)のところに失格事由の内訳が書いてあるかと思うのですが、まず、先ほど言った数値的失格基準に引っかかった人が9件、その後、工事成績失格基準で引っかかったところが14件、調査票の未提出18件というのは、この調査にかかわっても書類を提出しなかった人たちということで、それが18件と一番多いです。その後、調査票の不足・不備ということで、社会保険の未加入ですとか、そういったところをチェックいたしまして、書類等が不足になったものが5件というような内訳になってございます。

【有川委員】 この点に関して、もう1点お願いしたいと思っておりますけれども、審議のところの、議事の要旨のところ、厳格に適用されるのであれば、対象範囲の見直しも検討する余地があるのではないかという意見がありますけれども、やはり、地方自治体以外は、みんな低入調査だけしかやっていなくて、地方自治体だけが最低制限価格を設けているので、それは低入の調査体制が十分整わないところは、やっぱり最低制限価格を合わせてやるのは仕方がないだろうと、そういう趣旨で最低制限価格が続いているところはあるのですが、できる限り、低入がやれる体制があるところは、低入を広げていきたいと思いますという流れになっていますので、そう簡単には最低制限価格のほうに戻るといったことはしないようにしてほしいのです。それとあわせて申し上げたいのは、運用次第によっては、とりわけ、先月、会計検査院の検査報告が出ましたように、総合評価では最低制限価格制度はとれないという、地方自治法施行令の解釈を多くの自治体が勘違いしていて、たしか、検査結果では四十何%の自治体、東京都も含めて、違反といったら違反なのですけれども、政令とは違うやり方をしていたということで指摘を受けていまして、これから速やかに直さなくてはいけないのだろうと思うのですが、最低制限価格をとってなくても、失格基準などの取り扱い次第では、最低制限価格と同じような運用になって、結果的に、ここもやっぱり総合評価なんかをやっている場合は、これをとってはいけないということになりかねないので、ぜひ低入の、厳しい、しっかりした運用はわかるのですが、最低制限価格とあまり変わらないような運用にならないように注意していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【五十嵐部長】 私どものほうでも、今、有川先生がおっしゃっていることを十分理解しているつもりでございます。今回も、全てを失格とすることを目的にこの調査を行っているわけではございません。相手側の業者さんの慣れとか、そういったものもあるのだろうとは思いますが、内訳書の内容が、赤書きで、上書きで訂正されているようなもの

のが資料として出てきたりとか、なかなか、このまま通すわけにはいかないようなものが資料として出てきているところもあって、これまでのところ、100%失格ということにはなっております。もちろん、全て私どもの基準等を満たすような資料が提出されれば、当然合格になると思っております。まだ、業者さんも不慣れな部分もあって、まだ、資料等のつくりが甘いところがございますが、これから業者さんのほうも、そういったものを踏まえながら、資料の精度が上がってくるのではないのかなと思っております。その中で、今後どうなるか、この試行の中でしっかりと検証を進めていきたいと思っております。

**【楠委員長】** はい。じゃあ、飯塚委員、お願いします。

**【飯塚委員】** 今の点に関して、この低入札価格調査で失格発生率が100%だと。そして、その理由の中の1つに、過去に社会保険の未加入があったら失格というようなご説明がありましたが、私はここの分野を実際に全国的な調査をしたことがあるので実態を知っているのですが、過去に社会保険の未加入があったら失格としてしまったら、全ての業者は失格になってしまいます。皆さん、大きな組織にお勤めだから、社会保険未加入なんてあり得ないと思われるかもしれないけれども、この業界、ここに限らず、小さなところに行けば行くほど、あるいは国保組合がどういうふうに関与しているかということにもよるのですが、社会保険未加入という実態はものすごく多いです。ですので、私は過去に未加入があったら失格という線の引き方は、これはとんでもない、現実から乖離したものであると。以前、私が申し上げたのは、過去にそうであっても、これからちゃんと加入促進を始めますということで一筆をとっていくようなことが現実的なものであって、過去に未加入があったら失格というのは現実的ではない。なおかつ、伺いたいのは、何をもって過去に社会保険の未加入があったかどうかということをお調べになっているのですか。

**【猪又課長】** 主に施工体制台帳のほうで調べております。それから、先生がおっしゃったとおり、うちのほうでも社会保険は加入促進という立場をとらなければいけないというのは重々わかっておりまして、私たちが最初に考えましたのは、基本的に低入札調査で入ってきた案件についてを厳しくしたいと考えまして、過去に成績が悪く、かつ下請さんに対して法定福利費が計上されていないような下請契約を締結していて、社会保険に未加入の下請さんを使っていた事業者さんについては、低入札で入ってきた人たちも、またこれからも、きっとそういうしわ寄せを下請さんにかけていくのではないかという視点から厳しくしているということでもあります。ただ、加入促進という立場は、先生のおっしゃるとおりですので、検証を進めていく中で、中身についても考えていきたいと思っております。

ます。

【吉川課長】　　ちょっと補足で。先ほど、過去にというようなお話がありましたが、その過去っていつまでなのかということで補足なのですけれども、過去3年までの間の直近5件の工事で見えています。ですので、いつまでも遡って過去ずっとということではないというのが1点と、東京都のほうで、全国的にも社会保険の加入促進を進めてきたのは先生方ご案内のとおりなのですが、平成26年からかなり加入促進に力を入れてきまして、平成29年度、30年度の元請の資格の登録の際から、元請業者さんが社会保険に入っていないと登録できないようにするなど、段階的に厳しくしているというのもありまして、そのような手続をとっています。

最後に、もう1点だけなのですが、社会保険の未加入の部分で、今回失格になった例がどれくらいあるのかということで言いますと、これまでのところ、1件も発生していない形にはなっています。

雑駁ですが補足でございます。

【楠委員長】　　私から一言申し上げます。先ほど、お二方の委員から非常に貴重なご意見が出たと思うのですけれども、要は、最低制限価格とか低入札調査基準価格というのは趣旨が何かというと、その工事というものの品質を維持するためなのですよね。ですから、工事をきちんとしてもらえるかどうかという観点から、調査をするなり、線引きをするなりということが原則中の原則ですので、それから外れた何かをしてしまうと、法の趣旨と違うという話になってきますので、説明責任が非常に重くなるということですので、その辺は注意されたほうが良いと思います。

それから、有川先生がおっしゃった、総合評価と最低制限価格、低入の関係なのですが、最低制限価格という言葉を使わなければいいのだと、そういう発想はよくない。よく失格基準とか、結局その言葉を使わなければ、実質的にそれでいいのではないかというふうなところで、ほぼ失格という形のものをとっているところが確かにたくさんあって、ただ、私の記憶違いかもしれませんが、総務省だかどこかの、国の指針だか報告書の中に、そういったことについて言及があった記憶があります。どういう趣旨で書かれていたかはわからないのですけれども、それについては少し、国の、どういうふうな考え方を持っているのか、おそらく国交省ではなくて総務省になると思うのですけれども、調べられて、そこをチェックされたらいかかなと思います。どういう趣旨かわかりませんが、何かその問題については言及があったと記憶しております。

ほかに何か、委員の方からあればお願いいたします。

はい。では、遠藤委員長職務代理。

【遠藤委員長職務代理者】 追加用データの3ページです。1者入札の中止に関する発注要件等の見直し状況ということで、現在、こういう見直しをして、2回目以降に臨んでいるということだと思いますけれども、どういう方法が望ましいかは、それぞれの案件によって違うのだと思いますが、事業の進捗ということを考えて、かつ、お尻の決まっている事業で、最終的には工期的なしわ寄せが出たりするというようなことであるとすれば、やはりこの中で効果的なものと、そうではないものの峻別とといいますか、どういう場合にどういう方法をするのが効果的で、かつ、それが入札の基本的な公平性とか競争性に関して問題を起こさないというようなことを、データを蓄積しつつ担保していくべきではないかなと思っております。どれが効果的かどうかというのは、今のところ、まだデータが蓄積していないのだと思います。手探りかと思いますが、ぜひそういう分析をしていただきたいと思います。

以上です。

【仲田委員】 すいません。

【楠委員長】 仲田委員。

【仲田委員】 追加資料に関してですけれども、前回の質問に対して、きちんと調査していただいて、1ページの数値を丁寧に調査いただいて、ありがとうございます。それで、これを見ている中で私が感じたことなのですけれども、件数では、29年度の実施状況というのは、28年度と比べると、先ほど3割とおっしゃっていましたが、金額でいうとまだ18%ということなのでしょうか。今後どうなるかわかりませんが、いずれにせよ、もっと件数、N数を増やして、傾向をきちんと捉えたいなと思っておりまして、そういう面ではもうちょっと時間がかかるのかなと思います。

それから、2番目の金額ベースによる加重平均落札率、これはよくわかったのですが、できれば28年度だけではなくて、25、26、27とか、もっと過去に遡って、件数と金額と両方示していただきたいなと思っております。昨年12月でしたか、都政改革本部のホームページで、件数による金額別、それは1者、2者、3者入札別の落札率が載っていたと思うのですが、それを見ると、25年、26年、27年は、平均すると、件数ですけれども、91%ぐらいになっているのですが、この28年、29年は93とか94に上がっていると。なぜこういうふうに上がったのかなというのを知り



たいのですけれども、これは今回の主な目的ではございませんので、後で教えていただきたいなと思います。

いずれにせよ、もうちょっと過去にさかのぼってデータを出していただくとありがたいと思っております。

以上です。

【吉川課長】 改めましてご用意したいと思っております。よろしく申し上げます。

あと、また、遠藤先生がおっしゃられたとおり、1者入札の件につきましては、先の制度部会の中でも、中止するのになじむ案件となじまない案件というのがある、というようなご意見も先生方からいただいているところですので、引き続き検証してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【楠委員長】 はい。じゃあ、森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 森岡でございます。1者入札の関係で、今、遠藤委員からのご指摘と関連するのかどうか、数字の読み方という点ですが、別紙1-3の26ページで、28年度が希望1者以下の割合が23.9%であったのが、29年度は18.5%になっていると。この数字の読み方が、有意に下がっているという話なのか、毎年の数字の中でのぶれの範囲なのかというのがちょっとわからなかったのですが、言いたいことは、普通は1者入札を中止したところで、別にこの数字はそんなに変わらないような気がするのですけれども、もし変わるとすれば、悪い言い方ですが、ダミーみたいな人を入れて1者入札にしない形をとるとか、そんなことがもしかしてあるのかなと、若干そこを懸念したものですから、この数字の見方が、もし今の段階で、これより前に遡ってわかるようなことがあれば教えていただきたいですし、わからなければ、それはまた今後で。

【五十嵐部長】 細かな分析などについては、もう少しお時間を頂戴したいと思います。が、全体的な見方としましては、1者入札の中止になったから減ったというよりは、先ほどJVの関係で入札参加者が増えたというようなお話を申し上げました。ですので、そういったところ、特に高価格帯のところのJVを組んでいた部分について、JV結成義務を撤廃して、入札希望者が2.5者から4.9者になったと。そういったところで、1者の入札、希望1者の方の割合が減ってきたのが全体としてこういう結果になってあらわれてきたのではないかと推測はしています。細かな分析というところまではやっておりますが、全体としての見え方としては、そういうことではないかと推測しているところでございます。

いずれにしても、もう少しよく分析して、ご説明できるようにしたいと思っております。

【森岡委員】 わかりました。ありがとうございます。

【楠委員長】 じゃあ、有川委員、お願いします。

【有川委員】 すいません。また私で、再度質問で申しわけないのですが、追加資料の6ページ、お願いということになりますかね。中止をした後の再度公告の関係なのですが、11件のリストが出ているうち、6件が当初の予定価格を、それより高い予定価格で再度公告していますけれども、ご案内のとおり、再度公告する際に、当初の予定価格をいじる場合は、合理的な理由がないといけないので、それぞれについてきちんと合理的な理由が当然あって上げているのだらうとは思いますが、豊洲のときもそういうのが問題になりましたので、当初の予定価格をいじったときの合理的な理由をきちんと整理しておいていただきたいという要望ですが、よろしく願いいたします。

【志賀委員】 よろしいでしょうか。

【楠委員長】 はい。じゃあ、志賀委員、お願いします。

【志賀委員】 私も質問なのですが、1者入札の中止の関係で、検証用データのほうの28ページなのですが、再発注をして工期が遅れるというのは非常に関心の高い点だと思うのですが、この工期のずれ、何日遅れたのか、プラス17.4というのは、これは平均ですか。平均だとすれば、例えば最長このぐらい遅れて、非常に大きな数字になっているというようなことはおありなんでしょうか。

【荒山課長】 こちらの数字は平均の数字でございます。それで、当然バックデータとして、細かな数字を1つずつ拾っておりますので、ちょっと今日は持ち合わせておりませんが、それは後ほどご説明させていただければと思います。

【楠委員長】 よろしいでしょうか。また最後に、この件についても質問の時間を用意しますので、次の議題に行つてよろしいでしょうか。なお、次の議題に移る際に、志賀委員は退席されるのですよね。

【志賀委員】 4時までということですので、適当に退席させていただきます。

【楠委員長】 それでは、次の議題に行きたいと思います。

ごめんなさい。その前に、今、先生方からいただいたご意見、内容を踏まえまして、今後の検証を進めていこうと思います。また、改めて最後に全体の質問を受けつけますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【楠委員長】 それでは次に、第2回第一監視部会の審議結果のうち、定例審議案件の審議結果について、遠藤部会長から説明をお願いしたいと思います。

【遠藤委員長職務代理者】 第一監視部会の部会長をしております、遠藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、10月27日に開催されました定例審議の結果について、資料に沿ってご説明いたします。

まず、資料別紙2-3の4ページです。ここに審議対象事項が5件抽出されておるわけですが、これにつきましては、8月31日に開催されました第1回入札監視委員会において、今年度の定例審議の対象案件の抽出方針として、契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたものと決定されております。

これを受けまして、第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額かつ高落札の事案については、高い順に上位100件の中から抽出するという事、それから、あと、社会的注目事案につきましては、新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、それから、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出すること、また、各委員がそれぞれの事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を決定することを、部会の第1回目である持ち回り会議の中で決めました。

こうしたプロセスを経まして、各委員でロングリストを回覧しました結果、最終的に決定した事案が別紙2-3に記載した5件でございます。私を含みまして、複数の委員の方が審議対象とすべしと丸をつけた中から選んでおりますので、複数の委員から、これに対して関心をお持ちのものが選ばれているということでございます。

定例審議の当日は、各事業所管理局の担当者も出席して説明をしていただいた上で、入札契約手続がルールに基づいて適正に行われているか、また、今後検討すべき事項がないか等について、審議をいたしました。

なお、会議の公開につきましては、個人情報や法人情報の保護の観点から、非公開といたしました。後日、審議概要と議事録を公表することとしております。

審議の結果は、5つの事案それぞれについて、意見や制度部会への申し送り事項につき

ましたが、いずれも入札契約手続そのものはルールどおりに行われていることを確認いたしました。したがって、特に知事に対する意見の具申事項はございません。

では、議案ごとに具体的な審議内容を報告いたします。5 ページ目の審議概要をご覧ください。

まず、議案1 ですが、これは、平成28年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事でございます。これは高額かつ高落札事案として抽出した案件でございます。

本件につきましては、それとともに1者入札だったということで、事業者に参加意欲を持たせるような発注者側の工夫やJV結成義務などの参加要件が適切だったかなどについて、質疑がございました。

また、契約後に3回の契約変更が行われておりまして、契約金額が増額となった理由についても説明を求めて、契約変更のプロセスについては、技術的根拠に基づく説明を徹底してほしいという意見を申し添えました。これが議案の1でございます。

それから、議案の2でございますけれども、こちらは、社会的注目事案として抽出した案件でございます。築地市場（28）青果部卸売場仲卸売場棟解体工事でございます。

本件につきましては、5者が同額で入札しております。その理由に考えられることや移転について工事の一時中止について、また、工事のアスベスト対策が十分であるかなどについての質疑がございました。

また、本件は、築地市場の解体工事4件のうちの1件であることから、他の3件の入札結果とも比較しながら審議を行いました。そして、解体を4工区に分けた理由を合理的に十分説明できるようにしてほしい、また、今後の定例審議では、工区割りした工事については、一体的に審議できるようにしてほしいという意見をつけました。

我々はリストの中の1つを選ぶわけですが、ほかの工区分割された別の工事も含めて審議しないと、入札全体がわからないということでございますので、そのような意見をこれでは申し添えました。

議案の3でございますが、三田線日比谷駅改良建築工事ということで、6ページになります。これは1者入札の事案として抽出した案件でございます。

本件につきましては、駅の工事ということで、1者入札が多い背景といたしまして、深夜間の工事である、作業時間が非常に限られている、かつ夜間であるということで、全般的に工期が長くなる傾向のある工事でございます。入札者から敬遠されがちであるという説明が事務局からございました。

また、本件は、2者のうち1者が辞退した案件でありまして、その辞退理由についても局が把握していましたが、通常、辞退理由は事業者が任意で記入するというものでしたので、今は入札制度改革の中で、希望が2者いて1者途中でおりた場合も有効ということになっておりますので、今後は、先ほどもタームとして出てきましたが、ダミー入札を防止する上でも、辞退理由についてはきちんと把握するようにとの意見を附帯いたしました。

続きまして、朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管用トンネル築造工事、6ページの議案4でございますけれども、これは、低入札価格調査を行った事案として抽出しております。

本件につきましては、辞退者を除く入札参加者全てが低入札になったということで、予定価格のそもそもの妥当性や、それから、今後、それに付随して関連する工事が発注される可能性がある。これについては、入札の説明書にも触れられているのですけれども、これについて質疑がございました。

そして、入札の前提である予定価格について、常に見直しをかけて妥当な発注となるように検討してほしいと。応札する全ての企業が低入になるということであれば、それはやはり予定価格が適切であるかどうかということについて確認をしていただくということと、原工事を受注した業者が有利になるような形で、その後の工事が発注される可能性があるということであれば、随意契約等によって連続して関連する工事をとってしまうということが起こりかねないということで、それで競争がゆがめられないように、発注単位をしっかりと切り分けてほしいということ意見を意見としてつけさせていただいております。

続きまして、最後の6ページですが、森ヶ崎水再生センター汚泥処理工場消化槽ガス設備補修工事でございますけれども、同一事業者による長期受注事案として抽出した案件でございます。

本件の受注者は、27年度、26年度も同じ工事を受注しているということでございます。

今回、希望申請したのは受注者1者のみということで、これは、現在の改革より以前の工事でございますので、1者で受注しております。局が任意指名した4者、追加したのございますが、これは全部辞退されたということで、結果的に1者入札になっております。

そこで、任意指名の際に、実際に応札する気があるかどうかを確認して指名しているかどうか、また、任意指名の通知から入札までの期間が適当であるかどうか、指名されてもそんなに急に積算ができないとか、工事の対応ができないということであれば、それにつ

いては改善する必要があるのではないかなど。それらについて質疑が行われております。

その結果、入札契約手続そのものはルールどおりに行われていますが、このような同一事業者が長期に受注している場合で、ほかの事業者が応札にあまり積極的でない場合につきましては、随意契約を選択すること、あるいは、少し観点の違う競争性のある方法も検討していく必要があると我々は考えました。この点については、制度にかかわることとして、今後、制度部会で審議されるように申し送りをさせていただいております。

定例審議の結果は以上5件、このようなお話がされたということで報告させていただきます。

**【楠委員長】** どうもありがとうございました。ただいまの第一監視部会の定例審議結果の報告について、委員の方、何か質問やご意見はおありでしょうか。

じゃあ、飯塚委員、お願いします。

**【飯塚委員】** ありがとうございます。7ページの一番最後の意見具申のところですが、「随意契約や他の競争性のある方式について検討する必要がある」とあって、こういう汚泥処理工事で特殊な設備を使うというのは、どうしてもできる業者が限られてしまって、それはもう随契にならざるを得ないと一般的には思うのですが、ですから、「随意契約や」のところはいいのですが、「他の競争性のある方式」というのは、どういうことを念頭に置いていらっしゃるでしょうか。

**【遠藤委員長職務代理者】** 私が答えるのが適切かどうかわかりませんが、このときに競争的な状況というのをつくりにくいと、今、委員がおっしゃったように、そういう背景の中で、同一業者が連続して落札するという状況であれば、ここで進めているプロセス自体があまりに、言い方は悪いですけど、形式的なものになっているということであれば、随意契約。

ただ、だからといって、全てのプロセスが随意契約に同様のものをするというのは、やはりいかなものかというご意見もございまして、別の競争性を発揮するような方法というものを、委員会の中ではオルタナティブは出てきませんが、ぜひ事務局のほうで検討していただきたいということでございます。

ちょっとお答えになっていませんけれども、事務局のほうでお考えいただくということでございます。

**【楠委員長】** どうぞ。いいですか。制度部会に申し送られたことなので、制度部会長として一言申し上げますけれども、おそらく法的な区割りでいくと、競争入札か随意契約

になってしまうので、では、どっちでいくのだという話なのですけれども、特命随契なのか、それ以外の競争性のある随契なのかと、いろんな議論の分け方があると思うのですよね。本当に1者しかなくて、ほかに選びようがないというのであれば、これは競争を行ったことが不利になるということなので、特命随契の理由になるかもしれませんが、その中でも、やはりまだ競争のプロセスというものが全くないわけではないということであれば、また随契の中の競争性のある随契という、有川先生がお詳しいと思いますけれども、何かコメントがあれば。

【有川委員】 よろしいですか。詳しいわけではないのですけれども、競争性のある随契として、通常言われているのは、企画競争と事前確認公募なので、本件の場合は工事なので、おそらく事前確認公募というやり方で、本当にこの者しかいないのかどうかを、一応、幅広く全国に公募をして手を挙げるところがあれば、そこから競争手続に変えるということなので、そんなに例がないのかもしれませんが、随契、あるいはそれ以外の競争性のある方式というのは、そういう理解で読ませていただいたのですが。

【楠委員長】 よろしいですかね。

【有川委員】 では、私も1つよろしいですか。

【楠委員長】 では、有川委員、お願いします。

【有川委員】 質問で恐縮です。議案4番なのですけれども、この最後の意見、本質的には、おそらく当初から見通しをよくした適切な発注単位で発注するべきだ、ゆがめることのないようにすべきだという意見で全く同感なのですが、その前にあるQ&Aのところの最初のほうというか、ちょっとわかりにくい指定で申しわけありません。「今後、関連工事が随契で出た場合、予定価格に本件の落札率を掛けて発注するのか」という、これに対する答え、おそらく関連工事という抽象的な言葉だと、「落札率は掛けていない」という回答になるのかもしれませんが、これも会計検査院の検査報告を引用して恐縮なのですが、何度か検査報告で指摘されていて、当初の工事と連続するような後工事については、必ず競争性をそこにも反映させるべきだということで、落札率を掛けなさいという指摘がなされていて、それが制度改善で全国的にも行われているはずなので、この関連工事というのは、そういったところは過去に入れたという読み方で読んでおきたいなど。何でもかんでも関連工事は全て落札率を掛けなくてもいいのだという理解はしないでおきたいということですので、議事録としてはこれでいいのかもしれませんが、お互い情報共有として、連続する工事については、やっぱり掛けなきゃいけないという認識でいた

いなと思っております。

【楠委員長】 部会長、お願いします。

【遠藤委員長職務代理者】 今、委員がおっしゃったのと全く同じような考え方で、我々は議論をして、これは、またいずれ制度部会のほうで議論されると思いますけれども、ややその取り扱いについて、部局によって不一致のところもあるし、それについては適切な、今、委員がおっしゃったような方向で進めるべきではないかというお話を委員会の中ではしております。

よろしいですね、委員の皆様。そういう議論でしたね。

(「はい」の声あり)

【楠委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、その他としまして、事務局から今後の日程について、説明をお願いします。

【吉川課長】 それでは、今年度末までの委員会及び各部会の予定について、ご説明申し上げます。

先ほど、制度部会の報告の中にもありましたとおり、1月に制度部会のほうでは、業界団体からのヒアリングを予定しております。こちらは制度部会として実施する予定になりますので、一部、場合によっては、ほかの部会の委員の方にもご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて2月16日に、既に日程をご相談させていただいておりますが、第二監視部会による定例審議及び談合情報処理審査を予定しております。こちらの対象ですが、平成28年度下半期に契約した工事が対象となります。

続いて3月ですが、これも先ほどの制度部会の報告の中で触れましたが、制度部会による検証結果の取りまとめと、本日と同じように、第3回の委員会を3月に開催して、今、申しあげました第二監視部会と制度部会からの報告をいただくと、このような予定になってございます。

年度末にかけて盛りだくさんの日程となりますが、大変恐縮ですけれども、委員の皆様には、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

【楠委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの第1回の制度部会の審議結果、そして、第2回の第一監視部会の定例審議結果の報告及びその他について、全体を通して、何か質問やご意見のある方はお



願いいたします。

先にちょっと私から一言、質問といいますか、コメントさせていただきたいのですけれども、最初の制度部会の追加資料の6ページで、先ほども予定価格との関係で、1回目と2回目で違う価格をつけるのであれば、それだけの説明責任が発生するというので、黄色くマークしてある、やはり一番上の122%というのと下の83%といったところで、結構希望者の数が変わってきているということで、これだけ見て何かを言うわけにはいかなないので、恐らくですけども、予定価格が2割増えたので、もちろん事前公表、事後公表の問題はありますけれども、何らかの形で予定価格が大きくなったというアナウンスがあれば、当然、そこに利益というものを見出して、魅力を感じて参入することもあり得ると。もしかしたら、発注時期の問題かもしれませんが。

それからあと、83%、これは全く同じもので安くするということはあり得ないので、おそらく中身を変えて、前の説明を見ると、4ページの11番と対応するのですかね。要は、発注規模を小さくしていると、恐らくそういう意味だと思うのですが、そうすると参入しやすくなっているという。なので、最後のケースというのは、非常に示唆的なのかなと。

ただ、そうすると、最初の発注規模の大きかったものと発注規模の小さかったもので同じ目的が達成できるのかといった問題がやっぱり出てくるわけですよ。そうすると、全く同じことが実現できるのであれば、何で最初からこの額でいかないのかという話になってしまうので、やはりそこでも説明責任は発生するのかなとは思いますが、何かコメントがあればよろしく願います。

【五十嵐部長】 細かい内容につきましては、今、手元に資料はございませんので、明確な説明は難しいのですが、特に122%のほうにつきましては、1回目、誰も来ない、入っても1者で、結局、応札はしてくれなかったのではなかったかと思うのですが、この臨港消防署というところは、海の近くにある消防署ということもあって、どうも設備系のものについては、塩害防止みたいな仕様を加えていたようなのですが、その積算がどうも市場価格と合っていなかったということだったと思います。これはその業者さんに聞いたというよりは、ほかの臨海地域のほうで設計をやっている他部署の意見も聞いたところ、やっぱりちょっと見積もりの仕方がおかしいのではないかとということで、再見積もりをメーカーのほうにして、その上で積算をした結果、こういう数字になったという説明だったと思います。

115のほうは私もあまり記憶にないのでこの場で説明できませんが、83.9の南葛飾高校グラウンドの工事というのは、ほかにも改修工事を一緒に、分離・分割方式で分離して工事を発注していたのですが、主体工事のほうはどんどん進んでいったけれども、このグラウンドの改修工事、最初のほうがどうしても入札希望者が集まらなくて、どうも工期のほうが押してしまい、もともとのグラウンド改修の電気設備工事の一部を、主体工事である建築工事のほうに一部移して、その上で残った部分について再発注をかけたものだったと思います。

そこの本体工事に密接にかかわるような部分について、工期の関係もあって主体工事のほうに移した結果、期間的にも工事の規模的にも業者さんが受注しやすいような状況になったと見られるというふうに聞いているところでございます。

ですので、内容については、やらなくてはいけないことをやらなかったということではなくて、どうしても工期の都合上、主体工事のほうから進んでいって、やらなくてはいけなくなったところについては、こっちのグラウンド改修のほうから主体工事のほうに移して、残りの部分が、このグラウンドの電気改修工事になったと。

持っていった部分が、電気工事に附帯する土木的な要素の部分が電気工事の中にはどうも含まれていたらしくて、やはり電気業者さんは土木工事を自分でなかなかやりたがらないため、そういった意味でも人気がなかったのではないかということもあり、そちらの部分を本体工事のほうに入れて、電気工事のほうは、電気のみでほとんど工事が完了するような形で設計を見直して再発注をした結果、12者さんが応札に応じてくださったということで、たしか説明を受けた記憶がございます。

**【楠委員長】** 予定価格が下がっているということが明らかになれば、当然、誰かが何かを聞いてくれるのですけれども、予定価格を変えずに中身を変えるというのはよくあるかもしれませんけれども、そのときは、なかなかいろんな説明をすることが多くなると思うので、予定価格と何を発注しているのかという関係、特に再度発注の場合は、その辺がいろいろな組み合わせになってくるので、特に説明責任を果たさなければいけないことが多くなるということはやっぱり注意しなければいけないと思います。

**【五十嵐部長】** 今回のグラウンド改修については、設計図書の内容自体が変わっていますので、もう設計図から土木の部分が全部外され、設計の仕様自体が変わった工事として出されています。これは入札に参加する電気業者さんが設計図書を見れば、これは土木部分が抜けているな、金額はこうなるなというのは、おそらくわかるはずだと思っていま

すので、あえて事前公表という形にはしなくても設計の内容がもう変わっていますので、それで価格は十分把握できるだろうと私どもとしては思っております。

【楠委員長】       じゃあ、仲田委員、どうぞ。

【仲田委員】       そうしますと、持っていかれた土木工事自身のもともとの契約が変わったわけですよね。そういったことはきちんとチェックされているのですか。

【五十嵐部長】       はい。それは設計変更という形で、その含まれていた部分については、本体工事のほうにそのまま引っこ抜いて持っていつていると。

【仲田委員】       その本体工事の妥当性というのですか、そういうチェックはきちんとされているのですか。

【五十嵐部長】       本体工事の妥当性といいますと？

【仲田委員】       要するに、工事が追加になったわけですよね。

【五十嵐部長】       工事は追加になります。同一現場でやっている工事を分割発注しているので、その部分について、既に施工を始めている事業者さんに関連工事として、追加発注というよりは、設計変更の中で組み込んでいただいたと聞いております。

【仲田委員】       非常に曖昧な形で処理されると困りますよね。そこはきちんとチェックしなければいかんですね。

【五十嵐部長】       规则的には、一課契約、財務局契約で発注した契約については、設計変更があった場合には、当然、契約担当者のほうに設計変更内容を持ち込んでチェックを受けるということになっておりますので、そういった点では、全くノーチェックで勝手にやっているというわけではないと思っております。

【楠委員長】       ほかはよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、本日の議事はこれにて一旦終了とします。この後、5分程度の休憩を挟み、議題3の談合情報の処理審査の結果報告に移りますが、審議については、個人情報、法人等の情報の保護のために非公開とさせていただきます、後日、審議概要を東京都財務局のホームページで掲載する予定になっております。

それでは、取材及び傍聴の方はご退席をお願いしたいと思います。委員の方は、適宜休憩をおとりください。5分程度の休憩に入ります。

どうもありがとうございました。

( 休 憩 )

【楠委員長】 よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、制度部会への申し送り事項、最後の案件の継続審議について、今後、事務局で必要な作業を進めていただきたいと思います。

本日予定されておりました議事は全て終了になります。最後に何かご発言があるでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局に進行を返します。

【五十嵐部長】 それでは、長時間にわたりますご審議、まことにありがとうございました。

最後に、経理部長の小室から一言、御礼ともども、ご挨拶申し上げます。

【小室部長】 本日は委員の皆様方、お忙しいところご参集いただきまして、かつ長時間にわたりご審議賜りまして、まことにありがとうございます。

本日ご審議いただいたうちで、入札契約制度、そちらの改革に関しての事柄につきましては、後日、東京都のほうで都政改革本部がごございますので、私のほうから先生方のご意見等も含めながらご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほど、日程ということで、なかなかタイトというか、そういった日程を事務局のほうで、大変恐縮ですが、お示しさせていただきましたが、それぞれの部会、また、全体の委員会ということで、委員の皆様はこれからますますお忙しいかと思いますが、ぜひご協力をいただきたいと思います。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

【楠委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。